

鳥取県告示第56号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年1月31日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	取消年月日
特定非営利活動法人いんくるサポート	西伯郡伯耆町福岡2100-1	ヘルパーステーションいんくる	米子市両三柳2300-1	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	平成24年1月31日